

# 第19回定時株主総会資料 (書面交付していない事項)

## 事業報告の「企業集団の現況」

- (1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
- (2) 対処すべき課題
- (3) 主要な事業内容
- (4) 主要な営業所
- (5) 使用人の状況
- (6) 主要な借入先の状況
- (7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

## 事業報告の「会社の現況」

- (1) 株式の状況
- (2) 新株予約権等の状況
- (3) 会計監査人の状況

## 事業報告の「業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況」

### 連結計算書類

### 計算書類

### 監査報告

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

## 株式会社メタリアル

電子提供措置事項のうち、法令及び定款第17条の規定に基づき、株主様に書面で交付していない事項を本資料に記載しています。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 企業集団の現況

### (1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2020年2月期 第16期	2021年2月期 第17期	2022年2月期 第18期	2023年2月期 第19期(当期)
売 上 高 (千円)	3,911,479	4,004,185	4,159,109	4,292,042
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	295,280	50,975	△45,752	516,803
親会社株主に 帰属する 当期純利益又は 親会社株主に 帰属する 当期純損失(△) (千円)	195,086	△68,691	△1,238,785	29,631
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)	18.92	△6.53	△116.24	2.77
総 資 産 (千円)	3,614,522	5,820,801	4,908,021	4,220,709
純 資 産 (千円)	1,373,772	2,450,788	1,098,666	1,133,318
1株当たり 純 資 産 額 (円)	132.98	221.81	99.23	102.19

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均の株式数、1株当たり純資産額は期末株式数により算出しております。
3. 第16期、第17期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 対処すべき課題

- ① メタバース事業における「Metaverser」構想及びその手段としての「Metaverse×AI」

メタバース事業は、5年後以降での開花を想定する長期成長戦略として、「Metaverser」構想及びその手段としての「Metaverse×AI」を課題として取り組みます。

- ② MT事業及び「Metareal AI」構想

ドキュメントAI翻訳の『T-400』『T-3MT』、音声AI翻訳の『オンラインヤク』等のサービスを展開するMT事業については継続して安定成長を目指します。4月3日にβ版をリリース（正式版は5月末日リリース予定）したAI関連サービス統一プラットフォーム「Metareal AI」はChatGPT等の生成AIのみならず数多のAIサービス群を企業のビジネス活用の観点で統合したものです。独自アプリケーションにとどまらず世界中の最先端のAIサービスを高速で提供し、日本の企業との橋渡しをも担うために開発、提供を開始したものであり、世界規模の急激なAIシフトに日本企業が対応できるビジネス環境のワンストップなAI化を推進してまいります。MT事業及び「Metareal AI」構想により、5%～20%の成長を目指します。

## (3) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

事業区分	事業内容
M T 事業	自動翻訳の開発・販売
H T 事業	翻訳・通訳受託事業及び法人向け研修事業
メタバース事業	グローバル・ユビキタス事業

(4) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号
---	---	---------------------

② 子会社

株式会社ロゼッタ	本社 (東京都千代田区)
株式会社グローヴァ	本社 (東京都千代田区)
X t r a 株式会社	東京都千代田区
株式会社 T - 4 P O C o n s t r u c t i o n	本社 (東京都千代田区)
RPAコンサルティング合同会社	本社 (東京都千代田区)
株式会社 C L A S S III	本社 (東京都千代田区)
株式会社 T r a v e l D X	本社 (東京都千代田区)
株式会社 M A T R I X	本社 (東京都千代田区)
株式会社 シグナンス	本社 (東京都千代田区)

(注) 株式会社Event DXは清算したため、連結の範囲から除外しております。

(5) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
M T 事業	98 (12) 名	6名減 (4名減)
H T 事業	50 (10)	1名減 (2名減)
メタバース事業	12 (0)	2名増 (0名増)
報告セグメント計	160 (22)	5名減 (6名減)
全社 (共通)	9 (0)	4名減 (0名増)
合計	169 (22)	9名減 (6名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9 (0) 名	4名減 (0名増)	45歳	8.3年

- (注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(6) **主要な借入先の状況** (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社 みずほ銀行	490,000千円
株式会社 三菱UFJ銀行	165,000千円
株式会社 りそな銀行	155,460千円
株式会社 三井住友銀行	100,000千円
株式会社 伊予銀行	71,610千円
株式会社 徳島大正銀行	68,460千円
株式会社 広島銀行	65,000千円
株式会社 千葉銀行	40,000千円

(注) 上記借入金残高のほか、下記社債の当期末残高があります。

株式会社りそな銀行保証付き及び適格機関投資家限定無担保社債 522,000千円

(7) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,921,600株
- ② 発行済株式の総数 10,688,460株
- ③ 株主数 15,243名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
五 石 順 一	2,518,800株	23.57%
ジェイコブソン 陽子	465,700	4.36
合 同 会 社 M C C	419,500	3.92
秀 島 博 規	207,500	1.94
株 式 会 社 S B I 証 券	186,385	1.74
株式会社日本カストディ銀行 ( 信 託 口 )	170,000	1.59
浮 舟 邦 彦	100,000	0.94
安 美 咲	96,400	0.90
楽 天 証 券 株 式 会 社	78,000	0.73
BNYM AS AGT/CLTS NON- T R E A T Y J A S D E C ( 常 任 代 理 人 ) 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	70,000	0.65

- (注) 1. 持株比率は自己株式(468株)を控除して計算しております。  
2. 浮舟邦彦氏の保有持分変動は同氏の関与する資産管理会社である合同会社MCCへの譲渡であります。なお、譲渡人は当社創業以来の株主であり、今後も当社株式の保有は継続していく旨の意向を受領しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は30,800株増加しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2014年5月29日
新株予約権の数		296個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 118,400株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 65,200円 (1株当たり 163円)
権利行使期間		2016年8月19日から 2024年8月18日まで
行使の条件		(注) 1
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 296個 目的となる株式数 118,400株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 第11回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において当社又はその関係会社の取締役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社又はその関係会社の役員又は従業員であること。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社との間で業務委託契約を締結している、若しくは当社及びその子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。
- ④新株予約権者は、その権利を相続することができない。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。



⑤新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、新株予約権の取得事由及び条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

⑥新株予約権の行使割合は、新株予約権割当契約書に定めるとおりとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者から当該契約書に定められた割合を超える行使をしたい旨の申出があり、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。

2. 2015年10月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割、2016年1月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割、2016年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2020年7月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第 1 4 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 総 数	12,188個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 1,218,800株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権 1 個当たり 3,376円
新 株 予 約 権 の 払 込 期 日	2020年7月30日
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個当たり 401,880円 (1 株当たり 4,018.8円)
権 利 行 使 期 間	2020年7月31日から 2024年7月30日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 に よ り 株 式 を 発 行 す る 場 合 に お け る 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金	資本金 200,940円 資本準備金 200,940円
行 使 の 条 件	(注)
割 当 先	CVI Investments, Inc.

(注) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称 フロンティア監査法人

(注) 当社の監査法人でありました監査法人アヴァンティアは、2022年5月26日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### ② 報酬等の額

	監査法人アヴァンティア	フロンティア監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	－千円	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,000千円	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人アヴァンティアに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として会計監査人交代に伴う引継ぎ業務を委託しております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社及び子会社は、適正且つ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。

(ii) その徹底のため、グループ管理本部が関係各部門と連携をとりつつ、コンプライアンスの取り組みを横断的に整備する。

(iii) 監査役及び社長室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。

(iv) 社外取締役の招聘により、経営の透明性と公正な意思決定をより強化する。

(v) 取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。また、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査する。

(vi) 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう取締役・従業員等は毅然とした姿勢で事に当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう行動する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存、管理する。

a. 株主総会議事録

b. 取締役会議事録

c. 取締役が主催する経営会議など、その他重要会議の議事録

d. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類

e. その他取締役会が決定する書類

(ii) 取締役、監査役及び社長室は、常時上記（i）に示す文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) リスクマネジメント規程、危機管理基本規程等を策定し、リスク状況の把握、円滑な情報伝達と緊急体制の整備等、適正かつ効率的なリスク管理体制の整備を図る。
  - (ii) 当社グループの事業内容上、特に、個人情報管理、及び、システム・情報セキュリティ管理を重視し、個人情報保護規程、情報セキュリティ管理規程等を定め、規則・ガイドライン等の制定や教育などを行うものとする。
  - (iii) 監査役及び社長室は、連携して各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に、あるいは必要に応じて、取締役会及び監査役会に報告する。
  - (iv) 大規模災害、基幹システムの停止等、社内または社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合は、CEOを本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応のもと、損失の最小化を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 原則毎月1回の取締役会及び経営会議、また臨時取締役会もしくは臨時経営会議を必要に応じ随時開催し、取締役及び執行役員間の情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。
  - (ii) 職務執行に関する権限及び責任については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- (i) 当社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
  - (ii) 当社社長室は子会社各社の内部監査を実施する。
  - (iii) 子会社の経営内容を的確に把握するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社に事前協議・報告する事項を定め適切に管理する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会が要請を行ったときは取締役会と協議の上、必要に応じて、監査役の業務補助のため、監査役が指揮権を有する専任スタッフを置くこととし、その人事異動及び考課については、事前に監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し、重要事項の報告を受け、必要な情報を収集する。
- (ii) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- (iii) 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門からその報告を受ける。
- ⑧ 監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役会からの要請があれば、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- (ii) 当該使用人が置かれた場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととする。
- (iii) 監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行わないこととしており、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。また、監査役による緊急または臨時に支出した費用については、事後の返還請求に応じる。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を必要に応じて行う。
- (ii) 監査役は、必要に応じて社長室と連携をとり、監査役監査を行う。
- (iii) 監査役は、必要に応じて公認会計士等と連携をとり、監査の実効性を確保することとする。
- (iv) 監査役は、各種議事録、決裁書等により取締役等の意思決定及び業務執行の記録を自由に閲覧することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、体制の整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より効果的な体制の整備・運用に努めております。

---

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,973,276</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,989,491</b>
現金及び預金	2,523,695	支払手形及び買掛金	74,270
受取手形及び売掛金	278,738	短期借入金	100,000
棚卸資産	16,075	1年内返済予定の長期借入金	385,980
その他	196,817	1年内償還予定の社債	134,000
貸倒引当金	△42,051	未払金	96,646
<b>固定資産</b>	<b>1,247,433</b>	リース債務	26,806
<b>有形固定資産</b>	<b>117,936</b>	未払法人税等	28,913
建物及び構築物	18,896	賞与引当金	44,860
工具、器具及び備品	685,402	前受金	859,439
リース資産	86,968	その他	238,575
減価償却累計額	△673,331	<b>固定負債</b>	<b>1,097,899</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>671,086</b>	社債	388,000
のれん	6,709	長期借入金	669,550
ソフトウェア	647,051	リース債務	40,349
ソフトウェア仮勘定	572	<b>負債合計</b>	<b>3,087,391</b>
リース資産	16,374	<b>(純資産の部)</b>	
その他	378	<b>株主資本</b>	<b>1,092,171</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>458,409</b>	資本金	786,021
投資有価証券	86,071	資本剰余金	1,759,968
関係会社株式	23,779	利益剰余金	△1,452,866
長期貸付金	10,562	自己株式	△951
繰延税金資産	337,478	新株予約権	41,146
その他	108,497	<b>純資産合計</b>	<b>1,133,318</b>
貸倒引当金	△107,979	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,220,709</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,220,709</b>		



## 連結損益計算書

( 2022年3月1日から  
2023年2月28日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,292,042
売 上 原 価		1,506,580
売 上 総 利 益		2,785,461
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,270,037
営 業 利 益		515,424
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	63	
助 成 金 収 入	15,252	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	27,295	
そ の 他	8,302	50,913
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,896	
支 払 手 数 料	1,895	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	17,016	
社 債 発 行 費	6,624	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10,000	
そ の 他	1,101	49,534
経 常 利 益		516,803
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,880	
減 損 損 失	68,455	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	233,763	308,099
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		208,703
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	135,376	
法 人 税 等 調 整 額	43,695	179,071
当 期 純 利 益		29,631
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		29,631

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年3月1日から )  
( 2023年2月28日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	783,511	1,757,458	△1,482,498	△951	1,057,519
当連結会計年度変動額					
新株の発行	2,510	2,510			5,020
親会社株主に帰属する 当期純利益			29,631		29,631
当連結会計年度変動額合計	2,510	2,510	29,631	-	34,652
当連結会計年度末残高	786,021	1,759,968	△1,452,866	△951	1,092,171

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	41,146	1,098,666
当連結会計年度変動額		
新株の発行		5,020
親会社株主に帰属する 当期純利益		29,631
当連結会計年度変動額合計	-	34,652
当連結会計年度末残高	41,146	1,133,318

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ロゼッタ  
株式会社グローヴァ  
Xtra株式会社  
株式会社T-4PO Construction  
RPAコンサルティング合同会社  
株式会社CLASSⅢ  
株式会社Travel DX  
株式会社MATRIX  
株式会社シグナンス

当社の連結子会社であった株式会社Event DXは清算したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 VoicePing株式会社  
株式会社VR Music

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 重要な会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・製品、仕掛品、商品 当社及び連結子会社において翻訳物の仕掛品及び商品に関しては個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、製品に関しては総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、定期建物賃貸借契約による建物については、耐用年数を定期借家権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～22年
工具、器具及び備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 課徴金引当金

金融商品取引法に基づく課徴金納付命令を受け、証券取引等監視委員会が通知した納付すべき課徴金の額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

イ. 機械翻訳

機械翻訳については、主にAIによる文書・音声翻訳のサービス提供を行っております。

当該サービス提供については、顧客との契約に基づき、契約期間にわたって日常的または反復的にサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務が履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

ロ. 人間翻訳

人間翻訳については、主に従来型の人間による翻訳・通訳・語学教育などの業務受託サービス提供を行っております。

翻訳サービスについては、翻訳物を納品する履行義務を有しているため、翻訳物の顧客への納品により、履行義務が充足されることから、納品時点で収益を認識しております。

通訳サービスについて、会議等での通訳を実施する履行義務を有しているため、当該サービスの提供完了時点で履行義務が充足されることから、提供完了時点で収益を認識しております。

語学教育サービスについて、顧客との契約期間にわたり、契約に基づいた条件にて、語学研修を提供する履行義務を有しているため、研修が開催される都度、履行義務が充足されることから、研修実施時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高及び1株当たり情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、従来「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」のうち、契約資産に該当するものは当連結会計年度より「契約資産」として「その他」に含めて表示することといたしました。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「社債発行費」、「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「社債発行費」は2,863千円、「貸倒引当金繰入額」は11,456千円であります。

### 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1) ソフトウェアの資産性及び評価

当社グループでは、自社で開発したソフトウェアをもとに、MT事業、HT事業及びメタバース事業を営んでおります。

ソフトウェア開発にあたって、開発初期段階では、研究開発の側面もあるため、製品・サービス・技術の新規性及び収益獲得の確実性の観点から、研究開発費として処理するか、ソフトウェアまたはソフトウェア仮勘定として処理するかを判断しております。当該判断には、経営者の主観的な判断を伴うことから、会計上の見積りの要素が存在しております。

また資産計上後においても、ソフトウェアの収益性低下が認められる場合には、当該ソフトウェアの減損処理を行う必要があり、当該処理にあたっては会計上の見積りの要素が存在しております。

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当連結会計年度
ソフトウェア	647,051
ソフトウェア仮勘定	572
減損損失	63,867

なお、上記には、MT事業に係るソフトウェア609,241千円、ソフトウェア仮勘定572千円、減損損失63,867千円が含まれております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1 連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度において減損損失を認識すべきであると判定されたソフトウェアについては、帳簿価額を回収可能価額の最低限まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

また、回収可能価額は使用価値により測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

2 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、予測受注金額になります。予測受注金額については、直近の実績を基礎として市場成長率や新型コロナウイルスの影響などを考慮し算定しております。

3 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

予測受注金額は見積りの不確実性が高く、新型コロナウイルス感染拡大の影響を含めた経営環境の変化などにより、受注金額の大幅な減少が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 投資有価証券の評価

当社グループでは、資本業務提携の一環として、非上場会社の株式等を保有しており、当該株式の実質価額の算定にあたって、会計上の見積りの要素が存在していません。

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当連結会計年度
投資有価証券	86,071
投資有価証券評価損	233,763



- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- 1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法  
非上場株式等については、取得価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、実質価額まで投資有価証券評価損を計上しております。
  - 2 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定  
回復可能性の検討に当たっては、業務提携先の事業計画が主要な仮定となりますが、業務提携先の業績、業務提携先が属する産業の動向及び新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を考慮し、評価しております。
  - 3 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響  
業務提携先の事業計画には、不確実性が伴うため、業務提携先の事業の進捗が芳しくない場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、評価損を計上する可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座借越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越契約の総額	850,000千円
借入実行残高	100,000千円
	750,000千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 

普通株式	10,688,460株
------	-------------
- (2) 剰余金の配当に関する事項
  - ① 配当金支払額等  
該当事項はありません。
  - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
 

普通株式	1,420,800株
------	------------

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産にて運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

リース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長で3年であります。

未払法人税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

社債は、主に運転資金及びM&Aに要する投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で5年であります。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長で4年であります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは営業債権について事業部門が取引相手ごとに期日を管理するとともに、管理部門が入金状況をモニタリングし、事業部門に随時連絡をしております。これにより各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、事業部門からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（流動性リスク）を管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 社債 (※2)	522,000千円	522,577千円	577千円
② 長期借入金(※3)	1,055,530	1,054,705	△824
③ リース債務(※4)	67,155	67,155	－

(※1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

(※2) 1年内償還予定の社債については、社債に含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(※4) リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額で表示しております。

(※5) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
関係会社株式 非上場株式	23,779
その他有価証券 非上場株式 その他	86,071 0

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,523,695	－	－	－
受取手形及び売 掛金	278,738	－	－	－
合計	2,802,434	－	－	－

## 2. 借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
社債	134,000	134,000	134,000	90,000	30,000	—
長期借入金	385,980	370,980	254,220	44,350	—	—
リース債務	26,806	27,328	13,020	—	—	—
合計	646,786	532,308	401,240	134,350	30,000	—

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	522,577	－	522,577
長期借入金	－	1,054,705	－	1,054,705
リース債務	－	67,155	－	67,155

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	MT事業	HT事業	メタバース事業	計
財又はサービスの種類別				
機械翻訳	2,820,840	32,742	－	2,853,583
人間翻訳	35,922	1,337,262	－	1,373,184
メタバース	－	－	10,256	10,256
受託開発	55,018	－	－	55,018
顧客との契約から生じる収益	2,911,781	1,370,005	10,256	4,292,042
収益認識の時期別				
一時点で移転される財又はサービス	263,425	1,233,162	7,076	1,503,663
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,648,355	136,842	3,180	2,788,378
顧客との契約から生じる収益	2,911,781	1,370,005	10,256	4,292,042
外部顧客への売上高	2,911,781	1,370,005	10,256	4,292,042

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 重要な会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
 ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	445,386
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	278,738
契約資産（期首残高）	7,180
契約資産（期末残高）	1,575
契約負債（期首残高）	1,006,259
契約負債（期末残高）	859,439

連結貸借対照表上、契約資産は流動資産の「その他」、契約負債は「前受金」に計上しております。

契約資産は、主に受託開発において、工事の進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利であり、対価に対する権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権への振替が行われます。

契約負債は、主に顧客から契約期間分の料金を一括で受け取った前受金であり、サービス提供時点またはサービス提供期間にわたり売上高への振替が行われます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、927,494千円であります。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。MT事業における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、HT事業並びにメタバース事業においては、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の対価は非常に僅少であり注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	221,058
1年超	58,229
合計	279,288

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 102円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円77銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

- (1) (減損損失に関する注記)

### ①. 減損損失の金額

当期において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都千代田区	事業用資産	工具、器具及び備品	4,587
東京都千代田区	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	1,904
東京都千代田区	事業用資産	ソフトウェア	61,963
合計			68,455



## ②. 資産のグルーピングの方法

事業用資産については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

## ③. 回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。なお、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスである資産については、零として評価しております。

また、のれんについては未償却残高を全額減損しております。

## ④. 減損損失の計上に至った経緯

既存の開発プロジェクト及び関連事業にかかる採算性の再評価及び開発・営業リソース集約整理を行った結果、帳簿価額を回収可能価額の最低限まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

## (2) (投資有価証券評価損に関する注記)

当社が保有する以下の投資有価証券（市場価格のない株式等）については、実質価額が著しく低下したものと判断し、評価差額を投資有価証券評価損として、特別損失に計上しております。

(単位：千円)

投資有価証券	投資有価証券評価損計上額
株式会社Synamon	7,525
VoiceApp株式会社	60,116
株式会社オルツ	166,122

## 12. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症の影響について、依然不透明な状況であることから、翌連結会計年度も当該状況による影響が残ると仮定し、会計上の見積りを行っております。

# 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>782,458</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,049,763</b>
現金及び預金	138,375	短期借入金	100,000
前払費用	25,375	関係会社短期借入金	300,000
未収入金	540,979	1年内返済予定の 長期借入金	385,980
立替金	447,906	1年内償還予定の 社債	134,000
関係会社短期貸付金	415,000	未払金	82,167
その他	81,509	未払費用	3,877
貸倒引当金	△866,689	未払法人税等	12,602
<b>固定資産</b>	<b>1,630,285</b>	預り金	7,358
<b>有形固定資産</b>	<b>2,265</b>	賞与引当金	7,807
建物	16,294	その他	15,970
工具、器具及び備品	49,244	<b>固定負債</b>	<b>1,057,550</b>
減価償却累計額	△63,272	社債	388,000
<b>無形固定資産</b>	<b>5,658</b>	長期借入金	669,550
商標権	15	<b>負債合計</b>	<b>2,107,313</b>
ソフトウェア	5,643	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,622,361</b>	<b>株主資本</b>	<b>264,282</b>
投資有価証券	86,071	資本金	786,021
関係会社株式	1,412,383	資本剰余金	1,766,209
関係会社出資金	14,409	資本準備金	726,966
繰延税金資産	104,725	その他資本剰余金	1,039,242
その他	4,771	<b>利益剰余金</b>	<b>△2,286,997</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,412,743</b>	利益準備金	7,039
		その他利益剰余金	△2,294,037
		繰越利益剰余金	△2,294,037
		<b>自己株式</b>	<b>△951</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>41,146</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>305,429</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>2,412,743</b>

## 損 益 計 算 書

( 2022年3月1日から  
2023年2月28日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	316,520	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	350,000	666,520
営 業 費 用		340,250
営 業 利 益		326,270
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
助 成 金 収 入	513	
そ の 他	213	731
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,977	
社 債 利 息	1,787	
支 払 手 数 料	1,895	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	311,865	
社 債 発 行 費	6,624	
そ の 他	1	333,151
経 常 損 失		△6,149
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	233,763	
関 係 会 社 整 理 損	24,519	258,283
税 引 前 当 期 純 損 失		△264,433
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△26,508	
法 人 税 等 調 整 額	7,887	△18,620
当 期 純 損 失		△245,812

## 株主資本等変動計算書

( 2022年3月1日から )  
( 2023年2月28日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	783,511	724,456	1,039,242	1,763,699	7,039	△2,048,224	△2,041,185	△951	505,074
当期変動額									
新株の発行	2,510	2,510		2,510					5,020
当期純損失						△245,812	△245,812		△245,812
当期変動額合計	2,510	2,510	—	2,510	—	△245,812	△245,812	—	△240,791
当期末残高	786,021	726,966	1,039,242	1,766,209	7,039	△2,294,037	△2,286,997	△951	264,282

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	41,146	546,221
当期変動額		
新株の発行		5,020
当期純損失		△245,812
当期変動額合計	—	△240,791
当期末残高	41,146	305,429

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

##### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、定期建物賃貸借契約による建物については、耐用年数を定期借家権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～22年
工具、器具及び備品	3年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

##### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 課徴金引当金

金融商品取引法に基づく課徴金納付命令を受け、証券取引等監視委員会が通知した納付すべき課徴金の額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料については、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

##### ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

当社は2021年9月1日付で持株会社体制へと移行しております。

これに伴い、損益計算書に関して、前事業年度は売上高として表示しておりましたが、当事業年度より、営業収益とし、営業収益においては、子会社からの経営指導料、関係会社受取配当金を独立掲記しております。

また、営業収益の表示科目の検討にあわせて、費用の管理方法及び表示方法についても検討した結果、ホールディングスカンパニー親会社としての当社の主たる事業の費用について、売上原価と販売費及び一般管理費の区分を行う必要性が低下したことなどから、当事業年度より損益計算書の表示を営業費用へ一本化しております。

前事業年度の「売上高」は1,443,732千円であり、「経営指導料」は227,616千円であります。

なお、6. 損益計算書に関する注記の「関係会社との取引高」もあわせて同様の変更を行っております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「社債発行費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「社債発行費」は2,863千円であります。

### 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(投資有価証券の評価)

当社では、資本業務提携の一環として、非上場会社の株式等を保有しており、当該株式等の実質価額の算定にあたって、会計上の見積りの要素が存在しております。

① 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	当事業年度
投資有価証券	86,071
投資有価証券評価損	233,763

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「4. 重要な会計上の見積りに関する注記」(2)「投資有価証券の評価」と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	975,701千円
短期金銭債務	73,864千円

※関係会社短期貸付金及び関係会社短期借入金は貸借対照表上項目別に区分表示しているため、上記には含めておりません。

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
経営指導料	316,520千円
関係会社受取配当金	350,000千円
営業費用	335千円
営業取引以外の取引による取引高	
支払利息	1,441千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数      普通株式      468株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、子会社株式（組織再編）であります。

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。



## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合 (%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ロゼッタ	直接100%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導及び 管理業務の受託	268,607	未収入金	204,773
				連結納税に伴う 回収予定額	134,354		
				業務委託	224		

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合 (%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社グローヴァ	直接100%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導及び 管理業務の受託	3,287	未収入金	215,856
				受取配当金	350,000		
				連結納税に伴う 回収予定額	52,021	立替金	3,225
				借入金返済	300,000		
				資金の借入	300,000		

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合 (%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Xtra株式会社	直接100%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導及び 管理業務の受託	1,724	未収入金	10,786
				連結納税に伴う 回収予定額	10,728		

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合 (%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社T-4PO Construction	直接100%	経営指導の 受託 役員の兼任 開発の委託	経営指導及び 管理業務の受託	1,910	立替金	18,856
				連結納税に伴う 回収予定額	1,792		

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合 (%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	RPAコンサルティング 合同会社	直接100%	経営指導の 受託	連結納税に伴う 回収予定額	28	未収入金	826

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社CLASSⅢ	直接90%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導及び 管理業務の受託	10,696	未収入金	95,800
				貸付金の回収	15,000		
				資金の貸付	15,000	短期貸付金	65,000

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社Travel DX	直接100%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導及び 管理業務の受託	16,668	立替金	317,055
				連結納税に伴う 支払予定額	71,007		
				資金の貸付	150,000	短期貸付金	150,000

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社MATRIX	直接100%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導及び 管理業務の受託	9,732	立替金	108,519
				連結納税に伴う 支払予定額	52,361		
				資金の貸付	100,000	短期貸付金	100,000

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社シグナンス	直接100%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導及び 管理業務の受託	3,593	未払金	73,864
				連結納税に伴う 支払予定額	10,275		
				貸付金の回収	100,000	短期貸付金	100,000
				資金の貸付	100,000		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 市場価格及び業務内容を勘案して両社協議の上決定しております。
- 子会社への債権に対して、次のとおり貸倒引当金を計上しております。
  - 債権の期末残高に対する貸倒引当金 855,232千円
  - 当事業年度の貸倒引当金繰入額 311,865千円

(2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	24円73銭
1株当たり当期純損失	23円01銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 14. その他の注記

(1) (投資有価証券評価損に関する注記)

連結注記表「11. その他の注記」〔(2) (投資有価証券評価損に関する注記)〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) (関係会社貸倒引当金繰入に関する注記)

当社の一部の連結子会社に対する貸付金などについて、2023年2月期末での回収可能性を評価した結果、311,865千円を関係会社貸倒引当金繰入額として、営業外費用に計上しております。

(3) (関係会社整理損に関する注記)

株式会社Event DXの清算終了に伴う整理損であります。

## 15. 追加情報に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社における新型コロナウイルス感染症の影響について、依然不透明な状況であることから、翌事業年度も当該状況による影響が残ると仮定し、会計上の見積りを行っております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月2日

株式会社メタリアル  
取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤 井 幸 雄
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 久 継

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メタリアル  
の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、  
すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び  
連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認  
められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタリアル及び連結子会社から  
なる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての  
重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準  
拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書  
類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に  
おける職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、  
また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人  
は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい  
る。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任  
は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役  
会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役  
の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切

な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月2日

株式会社メタリアル  
取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤	井	幸	雄
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高	橋	久	継

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メタリアルの2022年3月1日から2023年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

#### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は監査方針、監査計画、監査役の職務分担等を定め、毎月定期的に監査役会を開催し、監査役間での意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査にあたっては、内部監査部門と意思疎通を図り、連携して監査等を実施いたしました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて随時説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、当社子会社については、取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けるとともに、説明を求めました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 会計監査人であるフロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されていることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるフロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年5月2日

株式会社メタリアル 監査役会

常勤監査役 石川直 ⑩  
(社外監査役)

監査役 須藤智雄 ⑩  
(社外監査役)

監査役 古賀崇広 ⑩  
(社外監査役)